

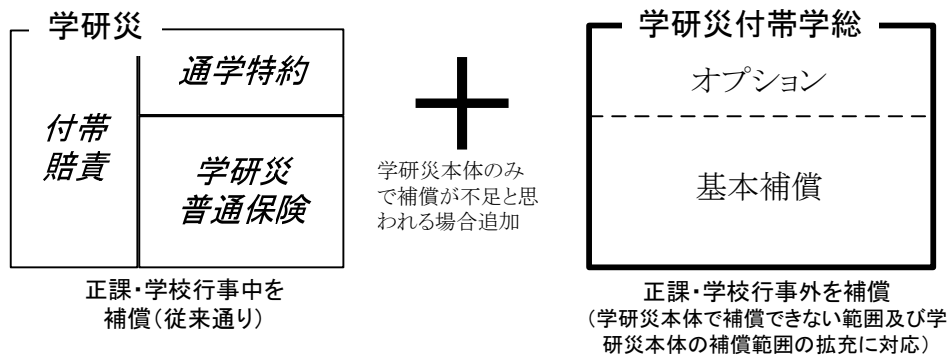
学研災付帯学生生活総合保険の概要

1. 保険の全体構成と概念図

新たに創設された学研災付帯学生生活総合保険（略称「学研災付帯学総」）は、従来の学生教育研究災害傷害保険（略称「学研災」）及び学研災付帯賠償責任保険（略称「付帯賠償」）に加えて、学研災加入者が、学研災及び付帯賠償では補償が不足すると思われる場合に追加して加入できる保険です。

学研災、付帯賠償及び学研災付帯学総に係る全体の構成概念は次のようになります。

構成の概念図



2. 加入の条件

学研災及び付帯賠償の加入条件は、従来どおりです。

学研災付帯学総は、学研災加入者のみが追加して加入できる保険です。

3. 賛助会員大学での加入事務等の取扱

学研災及び付帯賠償は従来どおりの取扱を行っていただきますが、学研災付帯学総については、保険の性質上、受付事務が現在の学研災よりも複雑になるため、現時点では賛助会員大学において極力追加の事務負担が発生しないよう、以下の骨子でご協力をいただく形で準備を進めています。

- 学研災付帯学総の取扱を希望する賛助会員大学においては、募集に必要な専用のパンフレット・振込用紙等を適切な時期に学生及び保護者に配布、学研災と並行して広報いただく形でご協力いただきます。
- 学研災付帯学総加入学生の保険料の払込・手続先は直接本会宛とし、内容の確認や個々の学生からの本保険に対する対応は、本会及び引受保険会社の指定する保険代理店を中心に対応するものとします。
- 本会において取りまとめた学研災付帯学総加入者名簿等について、賛助会員大学に、学研災本体への加入確認の照会対応事務等をお願いすることになります。

4. 学研災付帯学総の内容

学研災及び付帯賠償については従前と変更ありません。以下学研災付帯学総についてのみ記述します。詳細条件等は同封の学研災加入学生向けパンフレットを併せてご参照ください。

(1) 構成

学研災付帯学総は、それ自体が基本補償及びオプション補償で構成されます。

基本補償の保険構成については以下のとおりとしますが、基本補償のタイプ別及びオプション補償の選択構成については後日確定することとさせていただきます。

また、各賛助会員大学の事情に応じて可能な範囲で個別に調整することとします。

(2) 補償項目及び保険料（保険料は学研災付帯学総のみ・保険期間4年間の場合）

● 基本補償

契約タイプ 保険金の種類	Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ	Dタイプ告知該当者用(病気対象外)
①死亡・後遺障害	100万円	300万円	500万円	300万円
②治療費用 (ケガ・病気ともに対象)	診療実費	診療実費	診療実費	入院日額 5,000円 通院日額 3,000円
③救済者費用	100万円	300万円	500万円	300万円
④賠償責任保険	1事故1億円			
保険料	36,070円	38,820円	41,560円	25,050円

● オプション補償

コース 保険金の種類	育1コース	育2コース	育3コース
⑤育英費用	100万円	200万円	300万円
保険料	1,560円	3,120円	4,680円

コース 保険金の種類	学1コース	学2コース	学3コース
⑥学業費用	100万円	300万円	500万円
保険料	3,460円	10,380円	17,300円

コース 保険金の種類	生1コース	生2コース	生3コース
⑦生活用動産+借家賠償責任 (寄宿生・下宿生向け)	生活用動産 50万円 借家人賠償 300万円	生活用動産 80万円 借家人賠償 500万円	生活用動産 100万円 借家人賠償 1,000万円
保険料	6,410円	10,500円	16,980円

コース 保険金の種類	感染予防コース
⑧感染予防費用(医学生用)	50万円
保険料	100円

(注) 上記保険料は、保険始期時点での加入者総数が5,000名以上の場合です。加入者数が5,000名を下回った場合、保険金額の引き下げ等の変更があります。

(3) 補償概要

①死亡・後遺障害（A～Cタイプ、Dタイプ告知該当者用共通）

急激・偶然・外来のケガにより、事故の日から180日以内に死亡または後遺障害を被った場合、保険金が支払われます。ただし、正課中、学校行事中、課外活動（クラブ活動）、学校施設内の事故は、学研災付帯学総では対象とならず、学研災普通保険のみが対象です。

②治療費用

急激・偶然・外来のケガ、または疾病を被り、国内で1日以上通院または入院した場合、健康保険等の自己負担分が保険金として支払われます。ただし、通院または入院を開始した日からその日を含めて60日を経過した日の属する月の末日までの通院または入院に限ります。

ただし、申込時点で治療中の病気がある場合、過去2年以内に病気で2週間以上入院したことがある場合は、「告知該当者用」のDタイプにのみ加入可能です。

この場合、疾病は補償対象外となります。

また、Dタイプ告知該当者用の「入院・通院」補償部分については、正課中、学校行事中、課外活動（クラブ活動）中、学校施設内の事故は、学研災付帯学総では対象とならず、学研災普通保険のみが対象です。

③救済者費用

学生が次の場合に長期入院等をして、親族等が駆けつけたとき、親族等が負担した交通費（2名分各1往復限度）・宿泊料（2名分各14日限度）が支払われます。

- ・自宅外でケガをして、事故の日から180日以内に死亡、または継続して3日以上入院した場合（危険な運転中のケガ等を除きます。）
- ・病気により死亡、または継続して3日以上入院した場合 等

④賠償責任保険（損害賠償）

学生生活全般において、偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の財物等を損壊したりして法律上の損害賠償責任を負った場合、賠償金等の実費が支払われます。自主参加のインターンシップやアルバイト中の加害事故も補償されます。

また、預かり品に対する加害事故や、情報機器内のデータのみを損壊した場合のデータ再作成費用も補償します。

⑤育英費用

学生の扶養者がケガにより、事故の日から180日以内に死亡したとき、または終身常に介護を要するなど重度の後遺障害になり、かつ、学生を扶養できなくなった場合に、保険金全額が支払われます。

⑥学業費用

学生の扶養者がケガにより、事故の日から180日以内に死亡したとき、または終身常に介護を要するなど重度の後遺障害になり、かつ、学生を扶養できなくなり、学生が学業費用（授業料等の大学に納付する費用で在学期間中に毎年必要な費用）を負担した場合に、支払対象期間（4年間）の支払年度ごとに学業費用保険金額を限度として、負担した学業費用の実額が支払われます。

⑦生活用動産+借家賠償責任保険（寄宿生・下宿生向けの補償）

a. 生活用動産

寄宿舎や下宿内にある学生の生活用動産（家財）が、偶然な事故により損害を受け、修理をしたとき、修理にかかった実費が支払われます。また、損害を受けた生活用動産（家財）を再取得したときは、同等品の再取得にかかった費用が支払われます。

（使用による消耗分（減価分）が差し引かれることはありませんが、盗難については3万円、破汚損損害については1万円までは自己負担となります。また、通貨・

キャッシュカード、クレジットカード、定期券、貴金属、めがね、コンタクトレンズ、自動車、動植物等は対象になりません。）

b. 借家人賠償

国内で寄宿舎や下宿の借室を誤って損壊し、貸主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合に、賠償金等の実費が支払われます。

⑧感染予防費用（医学生向け）

医学部や看護学部の学生が、臨床実習施設内で接触感染（針刺し事故を含みます）または院内感染に遭い、医師等からの指示により検査・予防措置を行った場合に、当該措置にかかった費用の実費が支払われます。

5. 契約関係・引受保険会社等

(1) 保険契約者・保険料集金者

本会

(2) 引受保険会社

現在の学研災引受保険会社を中心とした共同引受を予定しています。但し各社の情勢、及び導入賛助会員大学でのご事情に応じて変動する可能性があります。

(3) 取扱代理店

①国立大学：本会及び引受保険会社の指定する保険代理店。

②上記以外：大学の事情を考慮します。

以上